

2014. 3. 20 制定

2014. 6. 27 改訂

シニア会員制度規程

(目的)

第1条 本制度は、情報処理分野において継続的な貢献が認められ、学会活動を通して情報処理学会（以下、
本会）の発展に寄与する正会員に対して「情報処理学会シニア会員（以下、シニア会員）」の称号を贈呈し、より具体的に敬意を表明するとともに、将来にわたって引き続き学会活動の中心となって、学会の発展、ひいては社会への貢献をお願いするものである。

(身分)

第2条 シニア会員は称号であって会員の種別としない。シニア会員の称号を得たものをシニア会員と呼称する。シニア会員の資格は、正会員の資格を有する限り継続する。

(定義)

第3条 シニア会員の対象は、情報処理分野の学術・技術または関連事業において継続的な貢献が認められる、連続して5年以上在会する本会正会員とする（学生会員として在会期間は除く）。

2. 累計在会年数の算出は、認定当該年度始めの4月1日時点での本会正会員としての在会年数を積算する。

(選出手順)

第4条 申請は、別途定める申請書による自己申告とする。申請者は、所定の事項を記載した申請書を学会に提出する。

2. 申請書の提出には、推薦者2名を必要とする。推薦者は以下①～⑥いずれかに該当する本学会員とする。総会承認後は新任役員も現役員に含まれる。

①名誉会員 ②フェロー ③現役員及び役員経験者 ④支部長及び支部長経験者

⑤研究会主査及び主査経験者 ⑥シニア会員

第5条 申請書の提出期間は当該年度の4月中旬から7月31日を目安に総務財務運営委員会にて定める。

(審査)

第6条 シニア会員の審査は総務財務運営委員会において行なう。審査基準は次の通りとし、申請者の提出する申請書をもとに審査を行う。

本学会関連分野の技術者、科学者、教育者、技術管理者で、連続して5年以上本学会正会員として在会しており、本学会の諸活動の支援および諸事業において、貢献が認められる者とする。

(決定)

第7条 シニア会員は、第6条による審査の後、直近の理事会へ総務財務運営委員長より報告、理事会の承認により決定する。

(表彰)

第8条 シニア会員の認定が承認された正会員に対しては、電子メールでその旨を通知すると共に、本学会ホームページに名前を掲載する。